○国土交通省環境省令第二号

広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）及び自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）を実施するため、広域臨海環境整備センター法施行規則及び自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

環境大臣　伊藤信太郎